

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年1月13日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年1月29日から同年2月18日まで縦覧に供する。

平成22年1月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市塩江町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）藤野上池地区	高松市産業経済部土地改良課
高松市三谷土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）南原農道地区	〃
〃	単独市費補助土地改良事業（農道事業）西三谷東農道地区	〃
〃	単独市費補助土地改良事業（農道事業）中三谷農道地区	〃
小田奈良須両池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上所上地区	〃
立満池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）龍満池地区	〃
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）城池・公淵池幹線水路地区	〃